

第9章 雪害対策計画

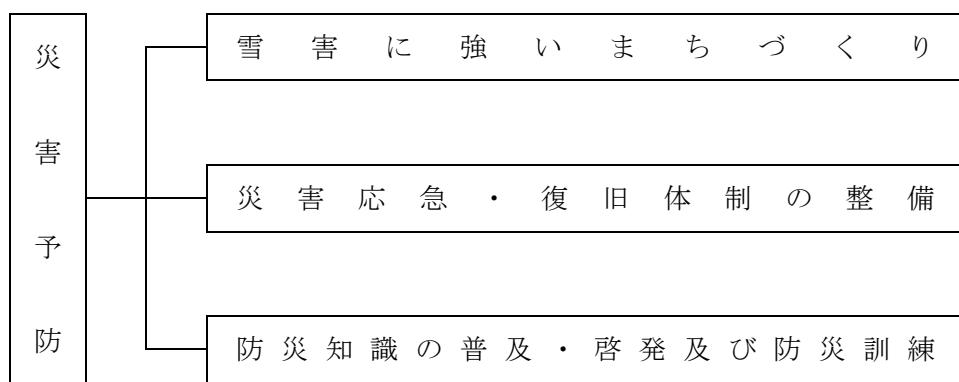
第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

1 趣旨

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止又はその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、県民の自主防災体制が確立できるよう防災知識の普及・啓発に努めるなどの基本的な予防対策を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

- (1) 島根県においては、昭和38年1月豪雪、平成18年豪雪など、豪雪による大きな被害が発生しているが、ひとたび豪雪になると被害が拡大する危険性があることから、県及び市町村等は、雪害の特性を十分理解し対策を進めていく必要がある。
- (2) この雪害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 雪害に強いまちづくり

1 雪害に強いまちの形成

◆実施機関 県（農林水産部、土木部）、市町村、鉄道事業者等

(1) 雪崩危険箇所等の把握

雪崩の危険箇所については、県（農林水産部、土木部）が、豪雪地帯特別措置法に基づく豪雪指定市町村を調査し、各所管により把握をしている。

また、県（土木部）は、平成8～9年度道路防災総点検により道路に係る雪崩危険箇所の調査を実施し、必要な箇所の施設整備を実施している。

県は、今後とも危険箇所の把握を進め、必要な対策を進める。

島根県地域防災計画（資料編）「なだれ危険箇所」参照。

(2) 防雪施設の整備

県は、冬期における交通の確保のため、道路の指定路線において、スノーシェルター、スノーシェッド、消雪パイプ、雪崩防止柵、吹止め柵及び流雪溝の整備を図っている。

また、鉄道関係においては、JR西日本が、指定区間において、鉄道林、雪崩止め柵、流雪溝の雪害防備施設を設置している。

また、雪崩危険箇所において主として集落保護を目的として雪崩防止施設の整備を図っている。

各関係機関は、都市機能の確保のため、より一層の防雪施設の整備に努める。

島根県地域防災計画（資料編）「雪害関係施設、鉄道関係雪害防備施設」参照。

2 除雪体制の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、環境生活部環境生活総務課、健康福祉部地域福祉課、土木部）、市町村、中国地方整備局

雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、気温が上がって雪が緩みやすくなつたときなど、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

(1) 道路除雪体制

積雪時における除雪については、「島根県雪害対策実施要領」に基づき、道路交通の確保のため業者委託等の方法で実施しているが、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、必要な資機材の備蓄及び除雪要員の確保を行うなど効率的・効果的な除雪に努め、除雪体制のより一層の整備に努める。

また、県・国・市町村の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

(2) 除雪支援体制

ア 地域における除雪支援体制

住宅の除雪については、一義的には個人の責任において行うものだが、大雪時にはその能力を超え、地域全体でも除雪の担い手が不足する状況が発生する。

このため、市町村は、地域の実情に応じて、自治会、自主防災組織、消防団等地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、市町村社会福祉協議会やボランティア団体など、幅広く除雪の支援を求めるこことできる体制の整備に努める。

また、高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な要配慮者支援対策として、平常時から、住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪の困難や、危険な場合においては、必要に応じ、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行う。

イ 広域的な除雪支援体制

県は、県社会福祉協議会その他関係機関と連携し、ボランティアなど、地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じ、広域的な除雪支援体制の整備を進める。

3 ライフライン施設等の機能の確保

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部、企業局）

県管理の上下水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設、コンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講じる。

また、ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

4 雪害に対する建築物の安全性の確保

◆実施機関 県（総務部営繕課、管財課、土木部建築住宅課、教育庁教育施設課）、市町村、建築物所有者・管理者

県、市町村及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

第3 災害応急・復旧体制の整備

1 災害発生直前対策関係

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、農林水産部、土木部）、市町村

(1) 警戒・避難体制の整備

県及び市町村は、雪崩危険箇所を監視する体制の整備を進めるとともに、雪崩が発生する危険のある場合などの避難勧告・指示や気象等の特別警報、警報及び注意報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講じる。

(2) 住民の避難誘導体制の整備

市町村は、積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施など避難誘導活動のための対策を実施する。県は、それらの活動の支援策等を検討する。

また、要配慮者等を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

2 災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部、土木部、警察本部）、市町村、消防本部

(1) 情報連絡体制の整備

総合防災情報システムにおいて雪害情報を取り込むことを検討するなど、雪害に対応した情報連絡体制の整備を図る。

また、必要に応じて市町村に地区灾害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行う。

(2) 関係機関相互の体制

雪害による被害が、県、市町村などの中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも迅速かつ確実に対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

(3) 画像情報の収集・連絡システムの整備

県（防災部消防総務課）及び警察本部は、ヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の情報収集に当たり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

また、総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等においてヘリテレ映像を共有できるよう画像情報伝達体制の整備が図られているが、県、市町村、消防本部等は、職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

(4) 通信体制の整備

県は、現状の防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進め、災害時の通信手段の確保に努めていく。

また、県、市町村、消防本部等は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

3 災害応急活動体制の整備

- ◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、健康福祉部、農林水産部、商工労働部、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、自衛隊

(1) 職員の体制

道路の除雪体制等については、「島根県雪害対策実施要領」による体制をとるが、雪害に関する特別警報、警報及び注意報発表時や被害が発生した場合などにおける具体的な職員の非常参集体制等については、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

また、雪害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 県、市町村

(ア) 現状

現在、県においては、「中国地方5県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「島根県及び県内の市町村の災害時の相互応援に関する協定書」等が締結されている。（島根県地域防災計画（資料編）参照）

(イ) 対策

現在の協定を検証し、雪害時の孤立地区対策として、特に県、市町村等による食料、飲料水、燃料等生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資器材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

また、地方公共団体以外の各防災関係機関及び民間企業等に対しても、必要な協定の締結を進め、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図ることができる体制を検討する。

イ 警察本部、消防本部、自衛隊

警察本部、消防本部、自衛隊は、各自の計画に基づき応急活動体制を整備しておく。

4 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

- ◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部）、市町村、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会

(1) 救急・救助活動

県及び各消防本部において、必要な救急車等の車両、ヘリコプター等を想定した救急・救助用資機材等を検証し、必要な整備を進める。

(2) 医療救護活動

ア 関係機関の連携体制の整備

医療救護活動において、県及び市町村、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会は相互に連携を図り、医療救護体制の整備に努める。

イ 医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、雪害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

5 緊急輸送活動体制の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、地域振興部、土木部、警察本部）、市町村

(1) 交通対策

積雪時の異常事態の発生による交通対策については、「島根県雪害対策実施要領」に定められているが、引き続き警察と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討していく。

(2) 交通誘導・広報体制

警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し(社)島根県警備業協会と協定を締結しているが、雪害を想定した各種訓練等を実施し、協定の実効性を高めるようにしていく。

(3) 孤立地区対策

市町村は、豪雪時において長期的に自動車交通が不能となるなどの理由により孤立するおそれのある地区を把握し、除雪体制の整備など必要な交通路を確保するための対策を整備する。

なお、県は必要に応じ市町村を指導する。

6 避難体制の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、総務部、土木部）、市町村

(1) 指定避難所の指定と整備

ア 指定緊急避難場所の指定

市町村長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

(ア) あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等とする。

(ウ) 積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

イ 指定避難所の指定

市町村長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

(ア) あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

(エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

(オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(カ) 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

(キ) 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、電気・ガス等の供給停止に備えて燃料の確保及び補助暖房設備を検討しておく。

エ 指定避難所における備蓄等の推進

市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 応急仮設住宅

災害時の応急仮設住宅の建設について、県は、災害の発生時に適宜対応する体制になっているが、雪崩災害の危険を配慮した用地選定、資材の供給体制など、積雪期の災害発生を想定した体制の整備を図る。

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

7 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、地域振興部、健康福祉部、農林水産部、商工労働部）、市町村

県は、防災拠点を設け、市町村の補完のため食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を実施しており、備蓄物資には、毛布のほかに冬期の避難が長期化した場合、施設の暖房機能を補助する暖房用品についても備蓄を図っている。

今後、豪雪等に伴う都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策などを考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

また、県は災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

8 施設、設備の応急復旧活動関係

◆実施機関 県（総務部、土木部、企業局）

県所管施設における雪害による被害状況の把握、応急復旧のための体制・資機材等については、適宜対応するようになっているが、特にライフライン施設については、事前の被害状況の予測・把握及び緊急時の応急復旧体制について検討しておく。

第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、農林水産部）、市町村等

1 防災知識の普及・啓発

(1) 雪崩の危険に関する普及・啓発

県及び市町村は、住民に対し土砂災害等予防のための防災知識について普及啓発に努めているが、併せて雪崩等に関する早期避難に対しても同様の対策を検討する。

また、雪崩危険箇所について、住民への周知のため、地域防災計画に危険箇所を掲載しているが、標識等の設置による周知についても検討する。

(2) 自主的な除雪活動等の普及

自治会、町内会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、併せて除排雪に伴う事故（雪降ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

2 防災訓練の実施

県の総合防災訓練においては雪害や積雪期の災害は想定されてはいなかったが、今後は、それらについても考慮し、消防本部、市町村、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等関係機関が相互に連携した訓練の実施を検討する。

なお、訓練の実施後は、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 災害応急対策

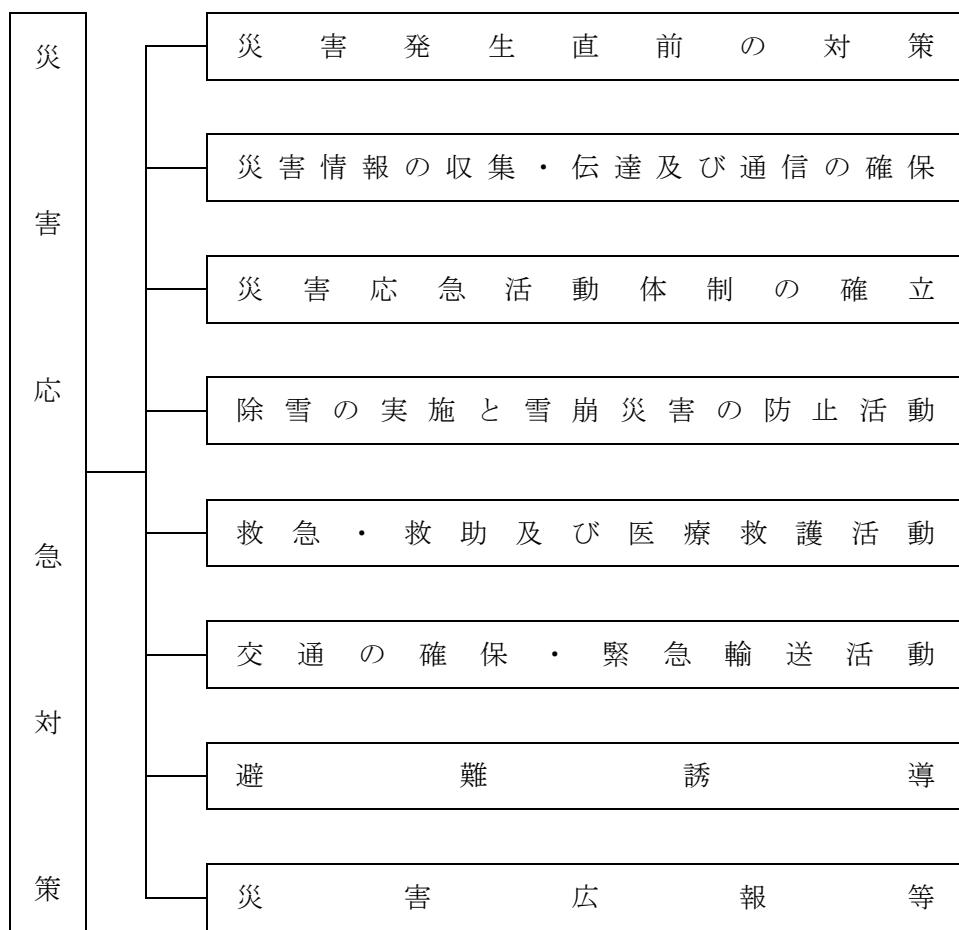
第1 基本的な考え方

1 趣旨

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害の応急的予防、その被害を軽減するため、関係機関は、相互に連携を図り、住民と一体となった総合的な対策を講じる必要がある。

このため、雪害発生時において、県、市町村等関係機関が実施すべき必要な対策を実施する。

2 対策の体系



3 留意点

雪害については、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導等災害発生直前の対策が重要になる。

また、雪害は、雪が降っているとき（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害、雪崩）、融けるとき（融雪害）とさまざまな場合に発生するので、それぞれの特性に応じた対策が必要になる。

第2 災害発生直前の対策

◆実施機関 県（政策企画局広聴広報課、防災部防災危機管理課、農林水産部、土木部、警察本部）、市町村

1 雪害に関する特別警報、警報及び注意報等の伝達

県は、気象台からの雪害に関する警報、注意報及び気象情報等を市町村、関係機関等必要な機関に伝達する。関係機関相互において、迅速で円滑な伝達に努める。

また、特別警報については、直ちに関係機関等に対し伝達し、市町村は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

2 雪崩に対する警戒・監視

県及び市町村は、連携し迅速に雪崩に対する警戒・監視体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。また、市町村等は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難勧告・指示の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

3 除雪作業についての注意喚起

雪下ろしをはじめとする除雪作業には多くの危険が伴うため、市町村は、作業中の安全対策等について、様々な広報媒体を利用して住民に注意喚起を行う。県は市町村に対して必要な情報提供を行うとともに、ホームページ等を通じて住民への注意喚起を行う。

4 住民に対する避難誘導

市町村は、事前避難が必要と判断される場合、住民に対する避難勧告・指示等を行い適切な避難誘導を実施する。県はそのための支援に努める。

第3 災害情報の収集・伝達及び通信の確保

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課）、市町村

(1) 被害情報の収集・連絡及び被害規模の早期把握

市町村は、災害の発生直後において、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物被害情報等を収集し、総合防災情報システムにより県に連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

県は、市町村等から情報収集し、自らも概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害規模を推定する関連情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

各関係機関は、ともに円滑な情報の伝達に努める。

県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。

(2) 交通情報の伝達

県は、必要な体制を整備し、雪害による交通情報について、総合防災情報システムを活用し、迅速な情報伝達に努める。

(3) ヘリコプターによる被害状況等の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプター、テレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

第4 災害応急活動体制の確立

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課）

1 基本的事項

雪害が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 県の活動体制

(1) 関係課の事務分掌

雪害に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課名	分掌事務
防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none">・雪害に関する情報の収集に関すること。・関係市町村等との情報連絡に関すること。・被害状況等の取りまとめに関すること。・関係機関との連絡に関すること。・災害救助法による救助の実施及びその指導に関すること。
環境生活総務課	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア関係団体との連絡調整に関すること
地域福祉課	<ul style="list-style-type: none">・罹災世帯に対する災害援護資金、生活福祉資金の融資及び弔慰金等の支給に関すること。・県社会福祉協議会との連絡調整に関すること
医療政策課	<ul style="list-style-type: none">・県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。・D M A T の派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。・被災者の応急救護に関すること。
道路維持課	<ul style="list-style-type: none">・道路、橋梁の災害対策に関すること。・雪害による交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。
教育庁総務課	<ul style="list-style-type: none">・教育施設の災害対策に関すること。
警備第二課	<ul style="list-style-type: none">・雪害に係る罹災者の救出・救助に関すること。・現地情報の収集に関すること。

(2) 職員の参集

職員は、テレビ・ラジオや総合防災情報システムの電子メール等の様々な手段で気象等の特別警報及び警報や災害情報を認知したときは、雪害災害体制の基準に基づき、連絡の有無にかかわらず自動的に登序するが、あらかじめ定めた基準に該当する配備予定職員に対しては、電話等により災害の状況に応じて連絡する。

ただし、通信施設の途絶等により通知が著しく困難な場合又は緊急非常の場合は、N H K 松江放送局、山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビ放送及びエフエム山陰に要請する。

(3) 配備体制

県は、雪害の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制を取る。

雪害災害体制の基準

体 制	基 準	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
警 戒 体 制	1 県内の地域で大雪警報が発表されたとき(災害対策本部等の本部を設置した場合を除く)	自動配備	自動配備 (大雪警報が発表された市町村を所管する地区)	消防総務課、防災危機管理課、道路維持課及び地方機関の指定された職員を配備
雪害警戒本部	1 大雪警報が発表され、豪雪被害が発生するおそれがある場合、又は豪雪被害が発生した場合	1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2 緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する	雪害第1動員又は第2動員を配備※ ¹
		—	2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

体制	基 準	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
災 害 対 策 本 部	1 大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表された場合	1 自動設置	1 自動設置 (特別警報が発表された市町村を所管する地区)	雪害第3動員を配備
	2 災害の規模及び範囲から、特に対策が必要と知事が認めた場合	2 知事が決定し、設置する 3 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 4 警戒本部長(防災部長)が知事に報告し、知事が決定し、設置する	2 知事が決定し、指示する	雪害第3動員を配備
	—	3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 4 緊急性が高い場合は地区警戒本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する	

※1 雪害警戒本部設置時の動員体制は原則、第1動員体制を配備する。ただし、被害の状況等により第2動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、雪害警戒本部員へ通知する。

- 1 雪害第1～第3動員の人員は、別に定めるところによる。
- 2 警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。

(3) 警戒体制

ア 体制の基準等

県内の地域で大雪警報が発表されたとき（災害対策本部等の本部設置した場合を除く。）、本庁においては、消防総務課、防災危機管理課、道路維持課の指定された職員により、地方機関においては、該当する地域の支庁県民局、県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所の指定された職員により、それぞれ災害警戒本部設置前の警戒体制をとる。

イ 動員

上記アの指定された職員は直ちに登庁し、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

ウ 廃止の基準

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、防災危機管理課長等の判断により廃止を決定する。

(4) 雪害警戒本部及び地区雪害警戒本部体制

ア 雪害警戒本部

(ア) 体制の基準

防災部長が必要と認めたとき、本庁において雪害警戒本部を設置する。

(イ) 動員

雪害第1動員とする。ただし、被害の状況等によっては防災部長の判断により雪害第2動員とする。

動員は原則上記によるが、警戒本部員は、被害の状況等必用に応じて、当該部・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

(ウ) 雪害警戒本部の構成等

雪害警戒本部は防災センター内に設置する。

雪害警戒本部の構成員は、次の表に示すとおりとし、必要に応じて関係課長を加える。

雪害警戒本部構成員
防災部長、防災部次長、防災危機管理課長、政策企画監、広聴広報課長、総務課長、管財課長、消防総務課長、地域政策課長、交通対策課長、環境生活総務課長、健康福祉総務課長、地域福祉課長、医療政策課長、薬事衛生課長、農林水産総務課長、農産園芸課長、森林整備課長、商工政策課長、土木総務課長、道路維持課長、砂防課長、会計課長、企業局総務課長、病院局県立病院課長、教育庁総務課長、警察本部地域課長、警備第二課長

(エ) 廃止の基準

発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき、又は、応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

イ 地区雪害警戒本部

(ア) 体制の基準

以下の基準のいずれかに該当する地区においては、地区雪害警戒本部を設置する。

a 防災部長が必要と認めたとき

b 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき

(イ) 動員

上記(ア)の基準のいずれかに該当する地区においては、関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、地区警戒本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該地区・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

○ aに該当する場合は雪害第1動員とする。ただし、被害の状況等によっては防災部長の判断により雪害第2動員とする

○ bに該当する場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長の指示する動員による

(ウ) 地区雪害警戒本部の構成

地区雪害警戒本部長は、支庁長・県土整備事務所長・県央県土整備事務所大田事業所長をもって充て、地区雪害警戒本部員は、地区雪害警戒本部長があらかじめ指名した者とする。

(エ) 廃止の基準

地区雪害警戒本部長が雪害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき、雪害警戒本部長と協議のうえ廃止する。

(5) 災害対策本部及び地区災害対策本部体制

知事は、以下に示す雪害の基準に基づき災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（6階講堂）を設営する。

ア 災害対策本部体制

(ア) 体制の基準

以下の基準のいずれかに該当するとき、本庁において災害対策本部を設置する。

- a 県内の地域で大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表されたとき（自動設置）
- b 知事が災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めたとき

(イ) 動員

上記（ア）の基準のいずれかに該当する場合は雪害第3動員とする。

動員は原則上記によるが、本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該部・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

- a に該当する場合は雪害第3動員とする。
- b に該当する場合は知事の指示する動員による。

イ 地区災害対策本部体制

(ア) 体制の基準

以下の基準のいずれかに該当する地区においては、地区災害対策本部を設置する。

- a 管内の市町村で大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表されたとき（自動設置）
- b 知事が災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めたとき
- c 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき

(イ) 動員

上記（ア）のいずれかに該当する地区においては、関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、地区本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該地区・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

- a に該当する場合は雪害第3動員とする。
- b に該当する場合は知事の指示する動員による。
- c に該当する場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長の指示する動員による。

(6) 広域応援体制

知事は、道路災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、消防本部に広域応援要請を行い、国等とも連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

(7) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、道路災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

3 関係市町村の活動体制

関係市町村は、雪害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

4 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、雪害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第5 除雪の実施と雪崩災害の防止活動

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、農林水産部、土木部）、市町村

1 除雪

県は、積雪による災害防止のため「島根県雪害対策実施要領」に基づき除雪を実施する。

県内の主な道路施設については県（土木部）が業者委託により実施するとともに、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

県及び市町村は、除雪体制の円滑な運用に努め、必要に応じ住民の除雪を支援する。

なお、市町村は、住民等に広報を実施する等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努める。

2 雪崩災害の防止

雪崩災害の発生、拡大防止を図るため、県及び市町村は、連携し迅速に活動体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。

また、市町村等は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難勧告・指示の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

第6 災害救助法の適用

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課）、市町村

平年に比して異常豪雪で、積雪量が多く、又は短期間に集中的な降雪があり、除雪が追いつかず、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合は、災害救助法を適用し、障害物の除去としての住宅の除雪等の救助を行う。

第7 救急・救助及び医療救護活動

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、自衛隊

1 救急・救助活動

(1) 道路管理者の体制

県各部、警察本部、市町村、消防本部等は、相互に連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救急・救助活動を実施する。

(2) 応援要請

県は、雪害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

2 医療救護活動

県は、市町村及び消防本部、DMA T 指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、雪害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMA T 及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

第8 交通の確保・緊急輸送活動

◆実施機関 県（地域振興部、農林水産部、土木部、警察本部）、道路管理者、消防本部、自衛隊、交通施設等管理者

1 交通規制等

県（地域振興部、土木部）及び警察本部は、雪害時の救援体制及び緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の交通規制を行う。

また、「島根県雪害対策実施要領」に基づき、交通の確保、緊急輸送活動について、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮し、除雪、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

2 交通施設等の確保

雪害に伴い、道路、港湾・漁港、航空機関、鉄道交通及び広域輸送拠点等を確保するため、各施設の管理者等は、必要な連絡を取りながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧等の必要な措置を実施する。

第9 避難誘導

◆実施機関 県（警察本部）、市町村、消防本部

1 避難勧告・指示等、避難誘導

市町村及び警察、消防本部は連携して、地域住民の避難勧告・指示及び避難誘導を実施する。その際、雪崩災害等の危険、孤立地区の対策を考慮して避難先及び避難路を選定するとともに、除雪等により避難路の確保を図る。

2 施設対策

避難住民を受け入れる指定避難所の指定及び応急仮設住宅の設置に当たっては、雪崩災害の危険、積雪期の気候、要配慮者などについて配慮する。

第10 災害広報等

1 基本的事項

雪害が発生した場合には、県、市町村、消防本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

◆実施機関 県（政策企画局広聴広報課、防災部防災危機管理課）、市町村、消防本部、報道機関

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、雪害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧・復興

◆実施機関 県（各部局）、市町村等

第1 被災施設の復旧等

県及び市町村、ライフライン・交通輸送関係機関等は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第2 被災者等の生活再建等の支援

1 被災者生活再建支援法に基づく支援

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課）、市町村、被災者生活再建支援法人

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下、「法」という。）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給するための措置を定め、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に支援を行う。

対象災害、対象となる被災世帯、支給額及び支援金の支給については、第2編第3章「風水害復旧計画」を参照。

2 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、市町村が法に基づく支給要件等と同等の内容の支援金を支給する場合において、当該市町村に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。支給事務の基本的流れは、第2編第3章「風水害復旧・復興計画」を参照。

対象災害、対象となる被災世帯、支給額及び支援金の支給については、第2編第3章「風水害復旧・復興計画」を参照。

3 その他の生活再建等の支援方策

第2編第3章「風水害復旧・復興計画」に示す各種事業や制度を参照。

第3 雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）

1 雇用対策の内容

◆実施機関 県（商工労働部雇用政策課）

雪害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について島根労働局に要請する。

2 被災事業主に関する措置

◆実施機関 県（商工労働部雇用政策課）

(1) 労働保険料納付等の特別措置

災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対する概算保険料の延納の方法の特別措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予について、島根労働局に要請する。

(2) 雇用維持等地域事業主に対する雇用調整助成金制度の活用促進

厚生労働大臣が指定する地域（雇用維持等地域）の特例措置に基づき、被災による事業活動の縮小に伴う休業等の雇用調整を行い、雇用維持に努める当該地域事業主に対し、島根労働局と連携して、休業手当、賃金等の負担の一部を助成する雇用調整助成金制度の活用を図る。